

特別委員会審査

特別会計予算及び条例審査

◆税務課

高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止について
この議案については、工業用地造成事業が完了し、起債の償還も本年度で終了したことから、本会計を廃止するもの。

高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律において、未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置が導入されたことなどに伴い、所要の改正を行うもの。

◆健康保険課

令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について

特別交付金の保険者努力支援分が前年度比増とあるが、どの様な取り組みで増となるのか。

保険者努力支援分は、主に保健事業に対しても補助されるもので、本予算の増の理由は、これまで特別調整交付金分として交付されていたものが、保険者努力支援分、県2号繰入金に移行したことによるもの。

問 集団健診を3回予定しているとあるが、どの様に実施するのか。

答 1回目は6月末、2回目は秋、3回目は冬に行う予定。

1回目の健診は、2日間ほど夜間の実施を考えている。

◆上下水道課

令和4年度高鍋町水道事業会計予算について
給水負担金で、今回13㍉の給水負担金が6件ほど予算化されている

が、高鍋町は以前より、量水器20㍉を推奨してきたが、問題はないのか。

答 水利計算をし、問題が無ければ13㍉で許可。また、あとで問題が発生しないよう水圧が低下しても責任は、自己責任という確約書にサインをいただいている。

常任委員会審査 ◇ 総務厚生常任委員会

◆総務課

高鍋町消防団条例の一部改正について
消防団のこれから在り方はどのように変化していくか。

答 あり方については消防団幹部と行政との連絡、話し合いを常に行って意見を交換していく。

高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

ハラスメントと捉えられる言葉づかい等の研修は行っているか。

定期的に職員研修を行い、意識付けをしていく。

高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選舉運動の公費負担に関する条例の制定について

領布用ビラに選挙管理委員会の交付する証紙を貼る。

答 貼らなければならない。

◆福祉課

高鍋町高齢者等交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

事業者に施設使用料を課しているか。

答 使用料をいただいている。

令和4年度高鍋町一般会計予算について

地方交付税の伸びは喜ばしいことなのか。

答 税収の回復による交付税原資の伸びや交付税制度の改正等による増になる。

◆財政経営課

高鍋町高齢者等交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

事業者に施設使用料を課しているか。

答 使用料をいただいている。



旧デイサービスセンターの現地調査